

令和7年度 新規採択希望

土地改良事業計画概要書

水利施設等保全高度化事業

水利施設整備事業（簡易整備型）

地区名
所在地
事業主体

菱伊三
勢重

川市
県

第1章 目 的

本地区は、昭和27年～昭和42年県営かんがい排水事業により建設された施設であるが、菱川排水路は構造が杭柵工であることから、建設当時より約56年が経過し老朽化が著しく、施設管理に多大な労力と費用が必要となってきている。

本事業は基幹的な農業水利施設のうち、老朽化が著しく更新が必要な施設について、機能診断結果より施設の長寿命化を図ることにより施設の有効利用を図られ、営農経費の節減と維持管理の節減と安定的な排水を行うことを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域の所在

三重県伊勢市中須町地内で実施し、伊勢市上地町、中須町、栗野町、度会郡玉城町岩出、宮古、山岡、小社曾根、中角、屋田の地域の一部を受益地域とする。

第2節 土質及び土壌

本地区の地質は、宮川によって発達した第四紀新層(沖積)地帯で汁谷川を隔てて西部台地は洪積層地帯となっている。また、土壌は主として、玉城町付近は、壤土、上地町小俣町付近は砂壤土であるが、宮川沿岸耕地は南北に長く砂土となっている。

第3節 気 象

本地域は標準的な東海型の気候区に属し、年間平均気温が14～15℃、年間総降水量が1,800mm内外の区域となっており、比較的温暖で多雨な気象となっている。

第4節 水 利 状 況

本地域の農地の標高は、標高6.3m～24.0m以上であり、基本的に自然排水で排除している。

菱川排水路は、設置後56年が経過しており耐用年数を超えている。また、施設設置後の宅地化や施設の老朽化による機能低下や施設の損耗等により、機能が十分発揮できない状況にあり、近年洪水規模が拡大する傾向にある。

第5節 営農状況

本地区の営農状況としては、水稻中心経営である。

第6節 地域環境の概況

計画地域は、伊勢平野南部に位置し、宮川左岸に沿って広がった、平坦な水田地帯である。

計画地域は、伊勢市田園環境整備マスタープランで環境配慮区域に位置づけられている。

第3章 基本計画

第1節 一般計画

- ・ 施設改修工事 受益面積 165.1 ha 排水路工 1式

第2節 環境配慮

事業実施においては、「希少生物等保全対策指針」に基づく設計を行うと共に、現地の生物調査に基づき、工事施工工法と整合性を図る。

また、工事範囲は極力最小限にとどめ、出来る限り自然や景観等への負荷や影響を回避・低減することとする。

(施工上の配慮)

- ・ 工事の実施にあたっては、自然環境の破壊を最小限にとどめ、できるだけ低騒音・無振動の建設機械を使用することで周辺環境に配慮する。
- ・ 工事上の濁り水等を最小限にとどめ環境配慮につとめる。

(施設計画上の配慮)

- ・ 既設排水路の改修にあたり、小動物、植生等の現生態系の特長を活かした施設を設置する。
- ・ 淀みや深みの対策として魚巢ブロックなどを設置する。

第4章 工事又は管理の要領

工種	事業量	要領
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 (簡易整備型)	排水路1式	排水路工は、コンクリート杭の傾き、破損及び柵板の外れ、歪みや摩耗・すりへりに対して、既設水路形式が基準にないことから補修工法は対象外であるため、柵渠による更新工法により、機能保全を図る。

第5章 換地計画の概要

本事業では該当なし

第6章 工事の予定期間

令和7年度 ～ 令和11年度 5年間

第7章 費用の概算

事業名	事業費	地方事務費(5%)	計
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業(簡易整備型)	440,000 千円	22,000 千円	462,000 千円
計	440,000 千円	22,000 千円	462,000 千円

第 8 章 効 用

事 業 名	区 分	効 果 額	備 考	
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）	作物生産効果	69,756 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総費用（現在価値化） 855,128 千円 ・ 総便益額（現在価値化） 1,535,328 千円 	
	営農経費節減効果	△ 2,257 千円		
	維持管理費節減効果	△ 844 千円		
	国産農作物安定供給効果	7,444 千円		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 総費用総便益比 1.79 ≥ 1.00 ・ 総所得償還率 - ≤ 0.20
	計	74,099 千円		

第 9 章 他事業との関連

該 当 事 項 な し

第 10 章 計画概要図

- ・ 別紙参照（計画一般平面図S=1:25,000）
- ・ 別紙参照（計画概要図）
- ・ 別紙参照（主要対策工事図）
- ・ 別紙参照（農振土地利用計画図）

第11章 土地改良施設の管理者及び管理方法

1. 予定管理者

伊勢市

2. 管理すべき施設の種類の

施設名称	内 容
菱川排水路	プレハブ水路B型（L651m） （W4000-4500mm × H900mm）

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

排水方法：自然排水 計画排水量：Q=32.206 m³/s

4. 管理に要する費用の概算及びその負担方法

維持管理費の概算

種 別	事 業 量	算 出 基 礎	維持管理費（年間）
菱川排水路	プレハブ水路B型（L651m） （W4000-4500mm × H900mm）	施設の維持管理経費 692千円	692千円

維持管理費の負担方法：伊勢市負担

5. その他管理方法に関する基本的事項

特記事項なし

第12章 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 負担区分の予定割合

	事業費	負 担 区 分							
		負 担 割 合				負 担 金 額			
		国	県	市町	地元	国	県	市 町	地 元
工 事 費	440,000千円	55%	29%	16%	－%	242,000千円	127,600千円	70,400千円	－ 千円
事 務 費	22,000千円	－%	100%	－%	－%	－ 千円	22,000千円	－ 千円	－ 千円
合 計	462,000千円					242,000千円	149,600千円	70,400千円	－ 千円

2. 地元負担の予定基準

地元負担金 70,400千円 を土地改良法 第91条 第6項 の規定に基づき、伊勢市が負担する。

3. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地区内の農地が、この事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に転用された場合、この事業につき交付を受けた補助金のうち当該転用農地に係るものを返還する必要があり、当該転用農地につき土地改良法第3条に規定する資格を有するものから賦課金を徴収する。

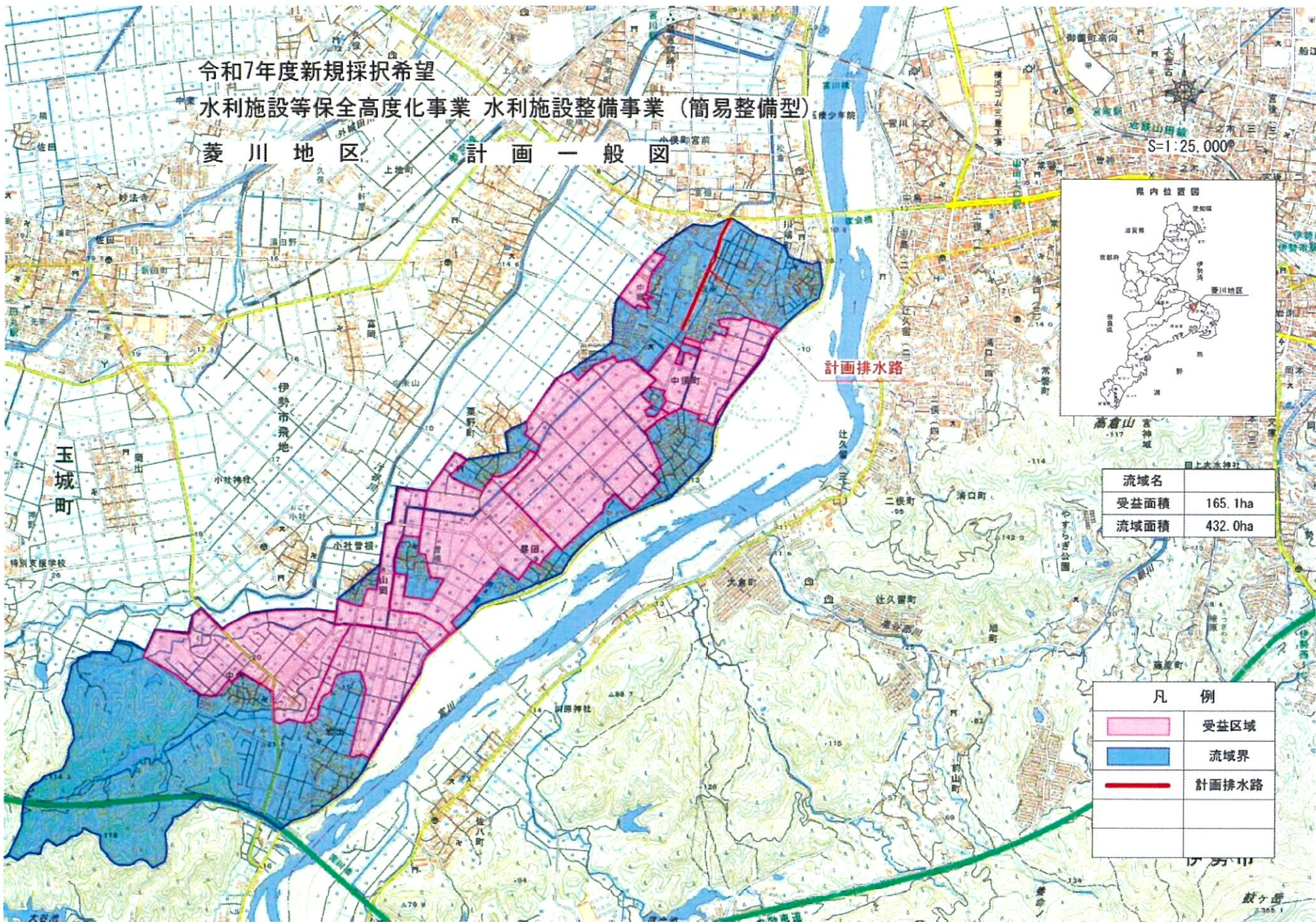
令和7年度新規採択希望
 水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）
 菱川地区 計画一般図

S=1:25,000



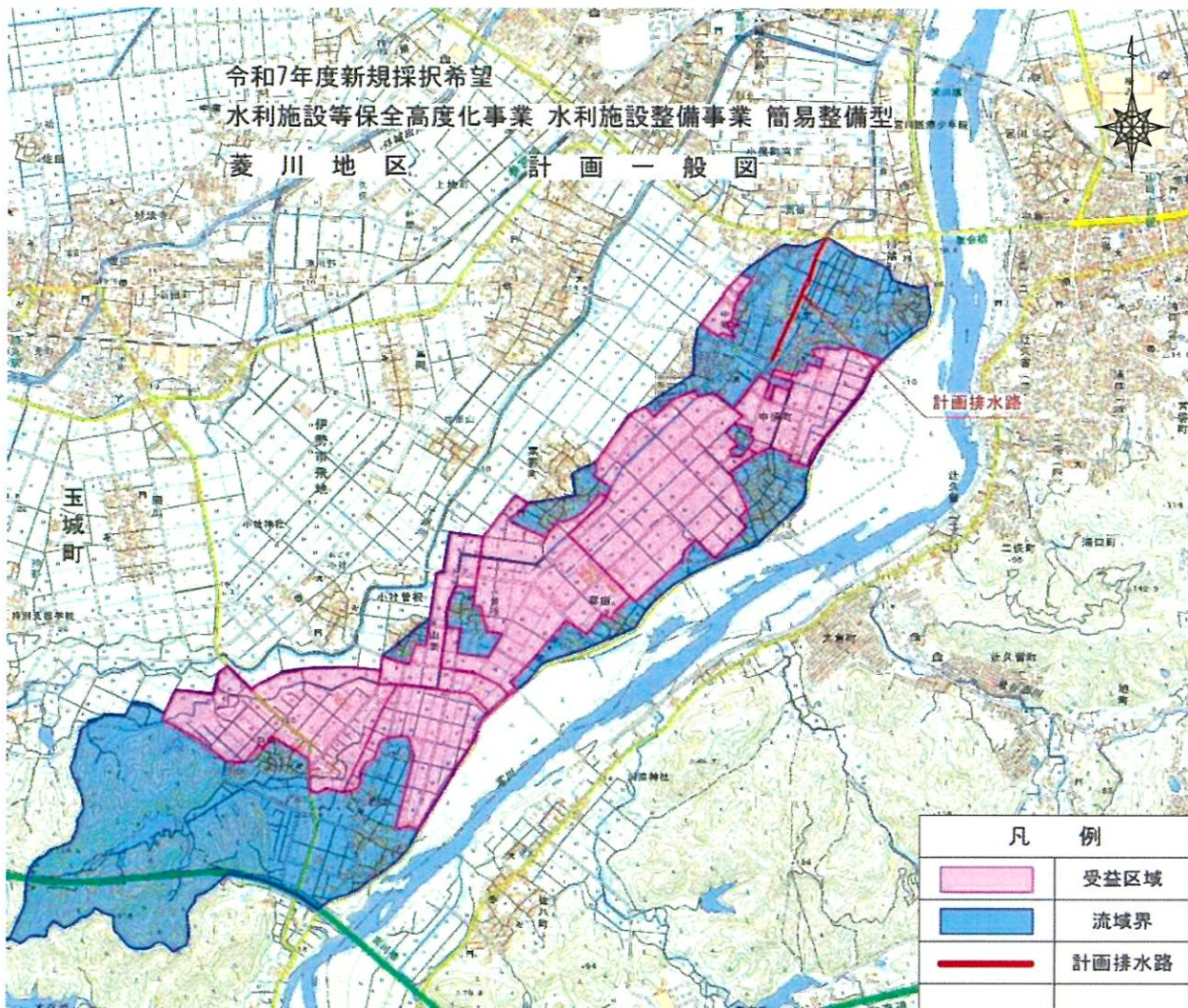
流域名	
受益面積	165.1ha
流域面積	432.0ha

凡 例	
	受益区域
	流域界
	計画排水路



計 画 概 要 図

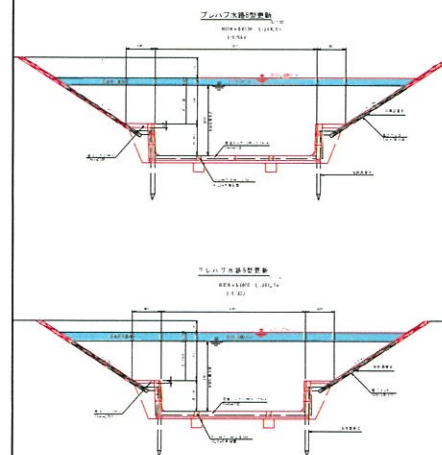
概略図



県内位置図

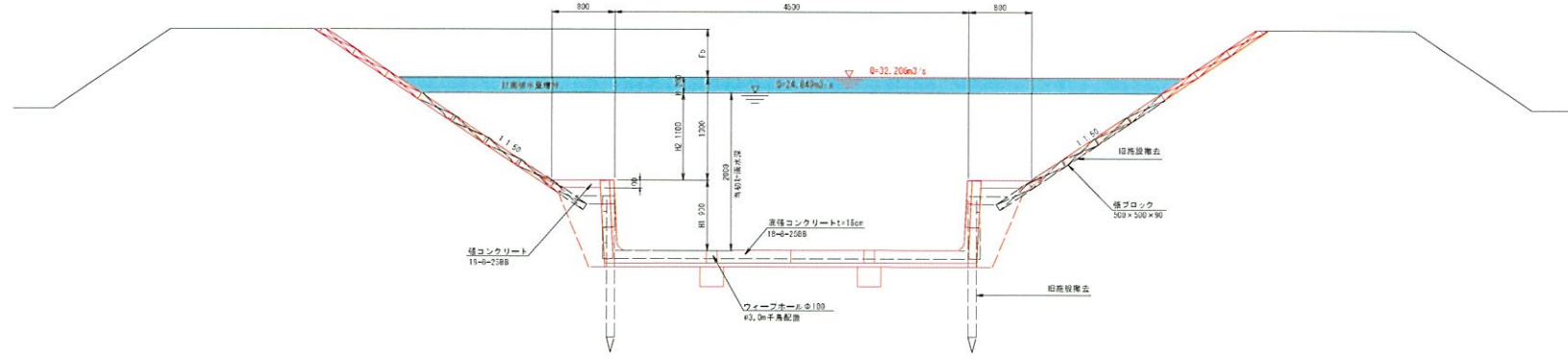


更新工法

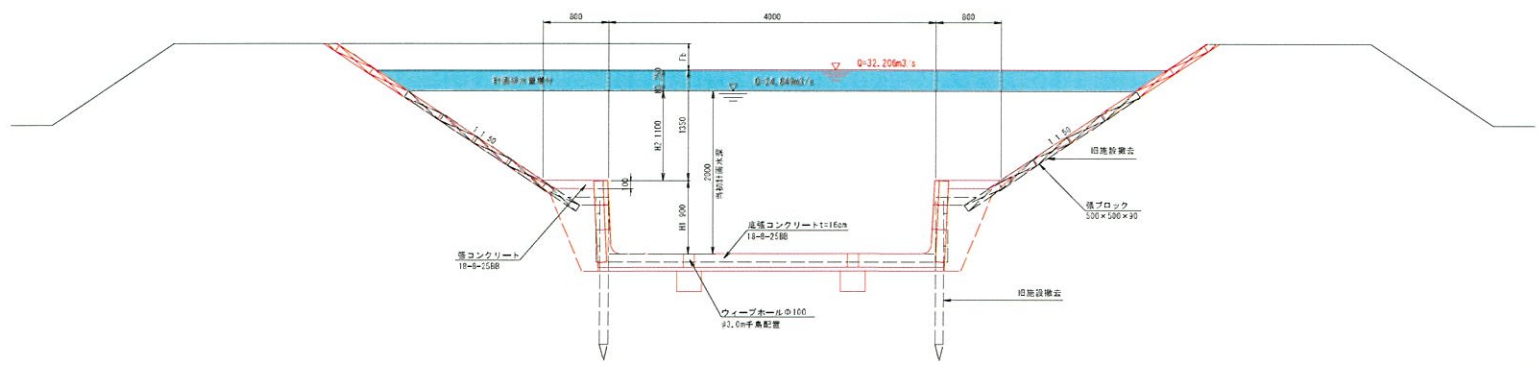


更新工法

プレハブ水路B型更新
 $S=1/30$
 $H900 \times B4500$ $L=260.0m$
 $I=1/964$

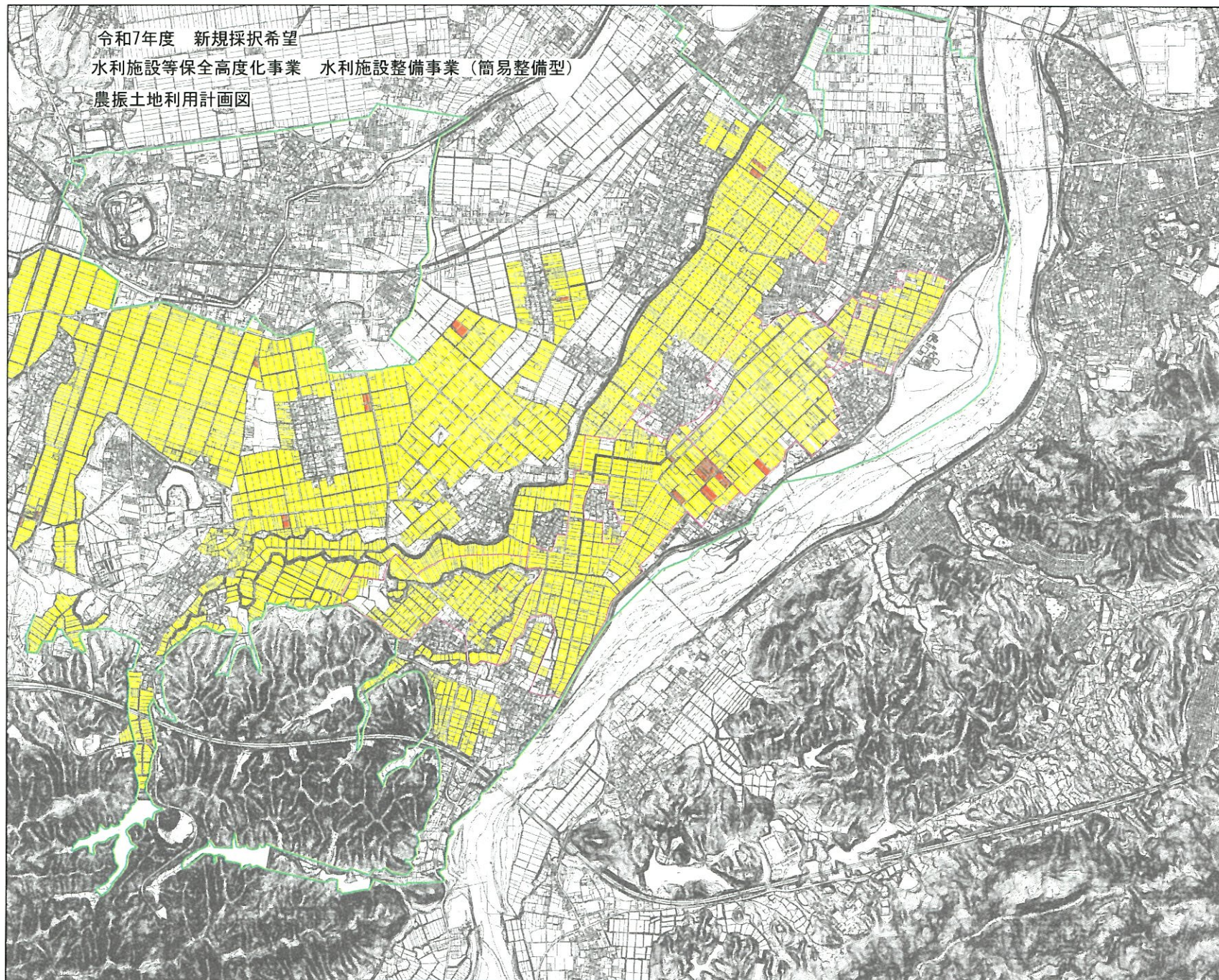


プレハブ水路B型更新
 $S=1/30$
 $H900 \times B4000$ $L=391.0m$
 $I=1/832$



工事名	令和5年度 農地整備 第1号 豊川農地改良計画事業停止農地委託
図面名	主要作業工事別
年月日	令和5年 11月29日
縮尺	1:30 (A1版) 図番番号
会社名	株式会社 若 野
事務所名	伊勢市役所産業観光部

令和7年度 新規採択希望
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）
農振土地利用計画図



S=1:10000
(A1版)

凡 例	
	農振農用地
	農業用施設用地
	農振区域界
	受益区域